

令和5年度小千谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針 及び小千谷市障害者活躍推進計画

■小千谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とし、小千谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、小千谷市（以下「市」という。）の全ての組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法に基づく以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。ただし、市内の施設を優先するものとする。

調達先の分類	内 容
就労移行支援事業所	一般企業等での就労が困難な人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

4 調達の対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

5 物品等の調達目標

令和5年度の調達目標は、2,900,000円とする。

6 物品等の調達責務

市は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

7 物品等の調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等の情報については、当該施設からの情報をもとに市の全ての組織に提供し、市の全ての組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、広報おぢや及びホームページで公表する。
- (2) 年度終了後、調達実績を取りまとめ、広報おぢや及びホームページで公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課障がい福祉係とする。

■小千谷市障害者活躍推進計画

本市は、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、上記調達方針のとおり実施する物品等の調達を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。